



M-0006

0354

臨時農村対策部設置ノ件廢止説明書

臨時農村対策部ハ昭和十三年十二月臨時ノ部局トシテ設置セラレ重要農林水産物ノ生産計畫ノ綜合、肥料其ノ他農林水産業ノ經營ニ必要ナル資材ノ配給、勞力ノ調整等ニ關スル事務ヲ掌リ來リタルガ農林省機構ノ整備ニ伴ヒ之ヲ廢止シ其ノ管掌スル事務ハ總務局、資材局ニ夫々統合スルモノトス、

外務大臣

昭和十六年一月十五日會議議案



農林省官制改正ノ件

參照添附

勅令第 號

農林省官制

第一條 農林大臣ハ農林畜水産物及飲食品ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、農林畜水産業専用物品ノ配給及消費(化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消費)ニ關スル事務並ニ農山漁家ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 農林省ニ左ノ六局ヲ置ク

總務局

農政局

山林局

水産局

蠶絲局

食品局

第三條 總務局ニ於テハ農林畜水産物ノ生産、配給及消費ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合調整並ニ農林畜水産物、飲食料品及農林畜水産業専用物品ニ關スル物價統制ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 農政局ニ於テハ農事及農産物、畜産及畜産物、耕地並ニ農業保險及家畜保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 山林局ニ於テハ林産及林産物、森林原野、森林保險並ニ狩獵ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 水産局ニ於テハ水産及水産物並ニ漁船保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 蠶絲局ニ於テハ蠶絲ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 食品局ニ於テハ飲食料品ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 農林大臣ハ必要ト認ムル地ニ木炭事務所及其ノ出張所ヲ設ケ木炭需給調節ニ關ス

ル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

木炭事務所長ハ農林事務官、農林理事官、農林技師、農林屬又ハ農林技手ヲ以テ、木炭事務所出張所長ハ農林屬又ハ農林技手ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 農林書記官ハ專任十六人ヲ以テ定員トス

第十一條 農林省ニ農林事務官專任十六人及農林理事官專任十二人ヲ置ク

農林事務官及農林理事官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ農林省ノ事務ヲ掌ル

第十二條 農林省ニ統計官專任二人ヲ置ク

統計官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第十三條 農林省ニ小作官專任二人ヲ置ク

小作官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 農林省ニ農林技師專任五十七人ヲ置ク

農林技師ハ奏任トス但シ内三人以内ヲ勅任ト爲スコトヲ得
農林技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五條 農林屬ハ專任百四十二人ヲ以テ定員トス

第十六條 農林省ニ統計官補專任三人ヲ置ク

統計官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ從事ス

第十七條 農林省ニ小作官補專任三人ヲ置ク

小作官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關
スル事務ニ從事ス

第十八條 農林省ニ農林技手專任百三十人ヲ置ク

農林技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ農林技師又ハ農林技手ノ職ニ在リテ米穀局ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラ
レザルトキハ農林技師ハ食糧管理局技師ニ、農林技手ハ食糧管理局技手ニ同官等俸給ヲ以
テ任ゼラレタルモノトス

参照

○農林省官制大正十四年
勅令第三十六號

第一條 農林大臣ハ農、林、水産、畜産及米穀統制農林畜水産物及依食料品ノ生産、配給
及消費ニ關スル事務、農林畜水産業專用物品ノ配給及消費（化學肥料ニ付テハ其ノ生
産數量、配給及消費）ニ關スル事務並ニ農山漁家ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 農林省ニ左ノ六局ヲ置ク

總務局

農務局

農政局

山林局

水産局

畜産局

蠶絲局

米穀局

食品局

第三條 總務局ニ於テハ農林畜水産物ノ生産、配給及消費ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合調整並ニ農林畜水産物、飲食料品及農林畜水産業専用物品ニ關スル物價統制ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 農務政局ニ於テハ農事及農産物、畜産及畜産物耕地、肥料及茶並ニ農業保險及家畜保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 山林局ニ於テハ林産及林産物、森林原野、森林保險及並ニ狩獵ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 水産局ニ於テハ漁業、水産及水産物並ニ漁船保險其ノ他水産ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 畜産局ニ於テハ家畜ノ改良増殖、家畜衛生、家畜保險其ノ他畜産ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 蠶絲局ニ於テハ蠶絲ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 米穀局ニ於テハ米穀統制ニ關スル事務ヲ掌ル

食品局ニ於テハ飲食料品ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 農林大臣ハ必要ト認ムル地ニ米穀事務所ヲ設ケ米穀統制ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

米穀事務所長ハ農林事務官又ハ農林技師ヲ以テ之ニ充ツ

第七條ノ二 農林大臣ハ必要ト認ムル地ニ國營獵區事務所ヲ設ケ國營獵區ノ管理ニ關スル事務ヲ掌ラシムルコトヲ得

國營獵區事務所長ハ農林技手ヲ以テ之ニ充ツ但シ農林大臣必要ト認ムルトキハ營林署長タル官吏ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第九條之三 農林大臣ハ必要ト認ムル地ニ木炭事務所及其ノ出張所ヲ設ケ木炭需給調節ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

木炭事務所長ハ農林事務官、農林理事官、農林技師、農林屬又ハ農林技手ヲ以テ、木炭事務所出張所長ハ農林屬又ハ農林技手ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 農林書記官ハ專任十六人ヲ以テ定員トス

第十一條 農林省ニ農林事務官專任二十四十六人及農林理事官專任十二人ヲ置ク

農林事務官及農林理事官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ農林省ノ事務ヲ掌ル

第十二條 農林省ニ統計官專任二人ヲ置ク

統計官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ農林統計ヲ掌ル

第十三條 農林省ニ小作官專任三人ヲ置ク

小作官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 農林省ニ農林技師專任七十七五十七人ヲ置ク

農林技師ハ奏任トス但シ内三人以内ヲ勅任ト爲スコトヲ得農林技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

農林技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五條 農林屬ハ專任百八十一百四十人ヲ以テ定員トス

第十六條 農林省ニ統計官補專任三人ヲ置ク

統計官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ農林統計ニ從事ス

第十七條 農林省ニ小作官補專任四人ヲ置ク

小作官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承テ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ニ從事ス

第十八條 農林省ニ農林技手專任二百五十人ヲ置ク

農林技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承テ技術ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ農林技師又ハ農林技手ノ職ニ在リテ米穀局ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラザルトキハ農林技師ハ食糧管理局技師ニ、農林技手ハ食糧管理局技手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

参照

農林省官制説明書

M-0006

0354

農林省官制改正説明書

爭變勃發以來農林省ノ所管スル行政ハ食糧、軍需、貿易農產物其ノ他各種農
林畜水產物ノ増産、肥料、飼料等必需物資ノ確保及配給ノ統制等之ガ事務著
シク増大シ且複雑トナレリ、又農山漁家ニ對スル指導督勸、農業經營ニ關ス
ル指導等モ益々周到徹底ヲ期スルヲ要スルニ至リタリ、特ニ食糧問題ハ時局下
ニ於テ其ノ重要性ヲ増大シ米麥等ノ主要食糧ハ素ヨリ生鮮食料其ノ他ノ食料
品ニ付テモ可及的ニ其ノ生活ヲ確保スルト共ニ之ガ配給、消費ニ關シテモ協
合的ニ圓滑且適切ヲ期スルノ緊要性ハ日ヲ追テ其ノ度ヲ加ヘ來リタリ而シテ
之等重要物資ハ生産、配給、消費ニ互リ一貫セル計畫及施策ヲ必要トス、養
ニ時局ノ推移ニ對應シ產業經濟ニ關スル行政ノ運営上遺憾ナキヲ期スル爲農
林商工兩省ノ所管事務ニ關シ適切ナル調整ヲ行フコトニ考究ヲ遂ゲ食糧行政
ノ一元的統合ヲ圖ルト共ニ兩省ノ所管事務ハ原則トシテ物資別ニ一貫シテ統
制シ得ルガ如ク区分スルコトトシ又貿易ニ關スル事務ハ原則トシテ商工省ニ
集中シ、物價ニ關スル事務ハ兩省ニ於テ所管物資ニ付之ヲ分掌スルコトトシ
爲シタリ右趣旨ニ基キ現行農林省官制ヲ改正シ農林畜水產物ノ生産ノ外其ノ
配給及消費ニ關スル事務、飲食料品ノ生産、配給、消費、農林畜水產業專用
物品ノ配給及消費等ニ關スル事務ヲ農林大臣ノ管理ニ屬セシムルコトトセン
トス而シテ農林省ノ現在ノ機構ハ現下ノ事態ノ推移ニ對比シ重要農林政策、
食糧政策ノ適切且圓滑ナル遂行上十分ナリト謂フヲ得ズ、仍テ之ガ機構ヲ整
備シ各部局ニシテ統合ヲ適切トスルモノハ之ヲ統合シ、各部局ニ互ル關係ノ
重要政策ヲ綜合スル部局ヲ設ケ又主要食糧ノ需給ノ統制ニ關スル事業ノ如キ
内局タル一部局ニ於テ處理スルヲ不十分トスルモノハ之ヲ外局トシテ整備シ、
農林省ノ機構ノ全般ニ互ル整備ヲ圖リ以テ時局ノ推移ニ對處シテ農林關係ノ
諸般ノ政策ノ遂行上萬全ヲ期セントスルモノナリ

第一 新設ノ局ニ關スル件

總務局

一 農林行政ハ時局ノ推移ニ伴ヒ益々複雑多岐トナルト共ニ日滿支ニ互ル諸産業經濟部門トノ關係モ亦密接ノ度ヲ加ヘタリ從テ農林行政ハ一面夫々ノ部門ニ於テ益々深ク入り込ムト共ニ夫等ヲ他ノ産業經濟ノ部門トモ見合ツテ常ニ綜合調整スルコトヲ緊要トスルニ至リタリ

農林畜水産物ノ生産計畫ノ樹立、基本的食糧政策ノ樹立、物價ニ關スル事務等ハ綜合的ニ之ヲ取扱フヲ必要トス仍テ新ニ總務局ヲ設置スルモノトス

二 總務局ニ於テ管掌スル事項概ネ左ノ如シ

(イ) 農林畜水産物ノ生産及配給ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合調整ニ關スル事項

(ロ) 農林關係團體ノ綜合統制ニ關スル事項

(ハ) 農林畜水産物、食料品及農林畜水産業專用物品ニ關スル物價統制ニ關スル事項

農政局

一 農業經營ノ指導、農業生産ノ確保増進、農地政策ノ遂行等農政ニ關スル重要事項ノ遂行ニ萬全ヲ期スル爲、現在ノ農務局及畜産局ノ事務ノ大部分及經濟更生部ノ事務ノ一部ヲ統合シ新ニ農政局ヲ設置スルモノトス

從來農務局、畜産局及經濟更生部ニ於テ掌リ來リタル事務ハ相互ニ

密接ナル關係ニ在リ之等ハ一局ニ統合スルヲ適切トスルモノナリ

二 農政局ニ於テ管掌スル事項概ネ左ノ如シ

(イ) 農家經濟及農業ノ經營改善、有畜農業、分村計畫等ニ關スル事項

(ロ) 農地ニ關スル事項

(ハ) 耕地ノ開發改良ニ關スル事項

(ニ) 農業生産ニ關スル事項

(ホ) 畜産ニ關スル事項

(ヘ) 農業保險及家畜保險ニ關スル事項

食品局

一 食料品即生鮮食料品(生鮮魚介類、蔬菜果實等) 乾製食品砂糖、

味噌、醬油等ノ調味食品、罐詰等ノ加工食品、乳肉製品、飲料品等
所謂一般ノ飲食料品ハ時局下國民生活上極メテ重要ナル物品ナルガ
之ガ供給ヲ確保シ配給ヲ適正ニスルコトハ喫緊ノ要務ナリ仍テ之等
食料品ニ關スル行政事務ヲ綜合シ管掌スル爲食品局ヲ設置スルモノ
トス

二 食品局ニ於テ管掌スル事項概ネ左ノ如シ

(イ) 生鮮食料品ニ關スル事項

(ロ) 食品市場ニ關スル事項

(ハ) 加工食品及食品工業ニ關スル事項

第二 廢止スル局ニ關スル件

農務局

農務局ハ農事、農産及耕地等ニ關スル諸般ノ事項ヲ掌理シ來リタルガ
之等ノ事務ハ經濟更生部、畜産局ト密接ナル關係ニ在リ之等ヲ一局ニ
統合整備スルヲ適切ト認メ農務局ハ之ヲ廢止スルモノトス

畜産局

畜産局ハ其ノ管掌スル事務ハ一般農事、農業生産等ニ密接ナル關係ヲ
有スルヲ以テ之等ノ事務ハ農政局ニ統合シ、畜産局ノ處理シ來リタル
乳製品等ノ食品ニ關スル事項ハ食品局ニ於テ之ヲ掌ルコトトシ飼料ニ
關スル事務ハ資材部ニ於テ掌ルコトトスルヲ夫々適切ト認メ畜産局ハ
之ヲ廢止スルモノトス

米穀局

事變勃發以來米穀等主要食糧ノ需給ハ内地及外地ヲ通ジ異常ナル變化
ヲ招來シ生産ノ確保及増加ノ緊要ヲ倍加セラルト共ニ政府ノ行フ需給統
制ハ日々其ノ度ヲ強化スルニ至リ現在ニ於テハ農家自家用米ヲ除ク全
部ヲ政府ニ於テ管理スルヲ必要トスルニ至リタリ其ノ事業分量ノ増大
其ノ事務ノ複雑ニシテ且急速處理ヲ要スル等ノ事情ニ鑑ミ内局タル一
部局ニ於テ處理スルハ食糧問題ノ緊要性ニ對比シ其ノ萬全ヲ期スル所
以ニ非ラザルニ鑑ミ食糧管理局設置ニ伴ヒ之ヲ廢止スルモノトス

第三 存置スル局ニ關スル件

山林局、水産局、蠶絲局ハ概ネ現狀ノ通りトス

第四 定員増減ニ關スル件

一 機構整備ニ伴フ増員

| | |
|-----|----|
| 局長 | 一人 |
| 書記官 | 五人 |
| 事務官 | 一人 |
| 技師 | 三人 |
| 増員 | |
| 屬 | 九人 |
| 技手 | 四人 |

農林省官制改正ニ伴ヒ新ニ設置サルベキ總務局、農政局及食品局ハ官房及今回廢止セントスル農務局、畜産局ノ人員ヲ配置替シ之ヲ構成セントスルモ重要農林政策ノ綜合調整並ニ飲食料品ニ關スル行政ノ適切

且圓滑ナル遂行上頭記人員ヲ増置セントス而シテ右増員ハ經常部職員中減員並ニ經濟更生部、臨時農村對策部廢止ニ伴ヒ之等部局ニ屬シタル人員中他ニ配置替ヲ爲サズ減員スル人員及臨時部ニ於テ減員スル人員ヲ振替ヘントスルモノニシテ實質的ノ定員増加ヲ來スコトナキモノトス

二 農林商工兩省所管事務調整ニ依リ商工省ヨリ移管増員

| | |
|-----|----|
| 理事官 | 一人 |
| 技師 | 一人 |
| 増員 | |
| 屬 | 五人 |
| 技手 | 二人 |

農林商工兩省所管事務調整ニ依リ農林畜水産物、飲食料品等ニ關スル

事務ハ農林省ニ於テ一貫的ニ之ヲ所管スルコトトナリ從テ經常部ニ於
テハ從來商工省ニ於テ商業組合、中央卸賣市場等ニ關スル事務ニ從事
セル頭記人員ノ移管ヲ受クルコトトナリタルヲ以テ之ヲ增置セントス

参照

農林商工兩省所管事務調整ニ關スル件

M-0006

0371

農林商工兩省所管事務調整方針要綱

現時局下ニ於ケル我國産業行政事務ノ現況竝ニ將來ニ於ケル我國産業發展ノ趨勢ニ鑑ミ食糧行政ノ一元的統合ヲ圖ルト共ニ貿易行政ノ統一刷新ニ資スル趣旨ノ下ニ兩省所管事務ヲ左記ニ依リ調整シ以テ我國産業行政ノ運営ヲ敏活適切ナラシムルモノトス

記

一、兩省ノ所管事項ハ原則トシテ物資別ニ生産、配給、消費ヲ一貫シテ統制シ得ル如ク區分スルモノトスルコト

右ニ基キ左ノ事項ニ關スル事務ハ農林省ニ集中スルモノトスルコト

イ 農林畜水産物及飲食料品ニ關スル事項

ロ 農林畜水産物及飲食料品ニ關スル工業組合、商業組合、市場等ニ關ス

ル事項

ハ 農林畜水産業用車用品ノ配給ニ關スル事項

ニ 貿易ニ關スル事務ハ原則トシテ之ヲ商工省ニ集中スルコトトシ農林省所管物資ノ貿易ト生産トノ關係ヲ調整スル爲兩省間ニ適宜連絡ノ措置ヲ講ズルモノトスルコト

三、化學肥料ノ生産ニ關スル事項ハ一般化學工業ノ綜合的統制ノ見地ヨリ之ヲ商工省ニ移管スルモノトスルコト但シ化學肥料ノ生産數量竝ニ販賣價格ニ關スル事項ハ之ヲ農林省ニ存置スルモノトスルコト

四、一般商工ニ關スル事項（倉庫業、取引所等）竝ニ商業組合、工業組合等ノ中央團體、商工會議所等ニ關スル事項ハ商工省ニ存置スルモノトスルコト

五 物價ニ關スル事項ハ兩省ニ於テ各所管物資ニ付之ヲ分掌スルモ價格形
成委員會ハ現狀ノ儘トシ低物價政策ノ綜合的運用ニ遺憾ナキヲ期スルコ

M-0006

0374

秘

昭和五年十月十日 農林省官制改正

農林省官制改正ノ件外ノ件審査報告

今回御諮詢ノ農林省官制改正ノ件食糧管理局
 官制農林省資材部臨時設置制昭和七年勅令第
 二百五十九號臨時農林省ノ經濟更生部ヲ設置
 スルノ件及昭和十三年勅令第七百四十號臨時
 農林省ニ臨時農村對策部ヲ設置スルノ件廢止
 ノ件並ニ商工省官制ヲ改正ノ件ニ付本官等審
 査委員ヲ命ゼラレ本月九日及十日ノ兩日委員
 會ヲ開キ三當局大臣及關係諸官ニ聲明ヲ聽キ
 以テ之ガ査覈ヲ遂ゲ

當局大臣ノ說明ニ依レバ政府ニ於テハ曩ニ時
 々下ニニテハ我國產業行政事務ノ現況及將來
 ニ於ケル產業發展ノ趨勢ニ鑑ミ產業經濟ニ關
 スル行政ノ運営上遺憾ナキヲ期スル爲メ農林商
 工兩省ノ所管事務ニ付適當ナル調整ヲ行フコ
 トヲ達スルニ結案食糧行政ノ一元的綜合化
 ヲ圖レトシ六ノ右兩省ノ所管事務ハ原則トシテ
 物資別ニ一貫シテ統制シ得ルル如ク之ヲ區分
 シ又貿易ニ關スル事務ハ原則トシテ之ヲ商工
 省ニ集中スルコトトセリ右ノ趣旨ニ基キ今回

農林商工兩省ノ官制ヲ改正シ農林省ニ於テハ
從前ノ農林畜水產物ノ生産ニ關スル事務ヲ所
管スル外新ニ此等ノ物品配給等ニ關スル事務
飲食料品ノ生産配給等ニ關スル事務及農林畜
水產業專用物品ノ配給等ニ關スル事務ヲ商工
省ヨリ移管ヲ受テ更ニ時局ノ進展ニ伴ヒ漸ク
繁劇且重要ト爲リタル農林行政ノ處理ニ遺憾
ナカラシメンガ爲此ノ際同省ノ機構ヲ合理的
ニ整備シ部局ニシテ統合ヲ適切トスルモノハ
之ヲ統合シ各部局ニ互ル諸般ノ重要政策ヲ綜

農ニ

合スル部局ヲ置キ又現下 情勢ニ鑑ミ主要食
糧ノ供給ノ確保及配給ノ圓滑ヲ期スルノ要ア
ルト共ニ昭和十六年米穀年度以降農家ノ自家
保有米ヲ除クノ外產米ハ總テ之ヲ政府ノ統制
管理ノ下ニ置クコトト爲リタルヲ以テ此等ノ
事務ハ到底内局タル一部局ニ於テ處理スルヲ
適當トセザルニ至リタルニ因リ之ヲ外局トシ
テ整備シ其ノ他現在ノ事態ニ應ジ農林畜水產
業經營ニ必要ナル物資配給等ノ事務ヲ集中處
理セシムルニ爲臨時部局ヲ設クルコトトセシト

尚書省に設置し、當りて、政府、農林事務、
編制、官制、則ち人員、増加、努め、之、
、能、於、現在、人員、範圍内、於、之、行
、於、之、行、本案、各件、立案、本
、論議、可、也、コトヲ奏請シタルモ、

第一 農林省官制改正ノ件

本件ハ形式上現行農林省官制ノ全部改正ナ
ルモ其ノ主眼トスル所ハ前述ノ如ク農林大

臣ノ所管事務ノ範圍及部局ノ機構ニ變改ノ
加、之、在リテ實質上現行規定ト異ナル點
ヲ擧グルハ農林大臣ノ所管事務ヲ從前農林、
水産畜産及米穀統制ニ關スル事務ト爲セル
ヲ農林畜水産物及飲食料品ノ生産配給及消
費ニ關スル事務、農林畜水産業專用物品ノ配
給及消費(化學肥料)ニ付テハ其ノ生産數量配
給及消費ニ關スル事務並ニ農山漁家ニ關ス
ル事務ト改メ(條)同省内ニ於ケル農務畜産
及米穀ノ三局ヲ廢シテ總務農政及食品ノ三

局ヲ設ケ(第三條)總務局ニ於テハ農林畜水產物ノ生産配給及消費ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合調整並ニ農林畜水產物飲食料品及農林畜水產業專用物品ニ關スル物價統制ニ關スル事務農政局ニ於テハ農事及農產物畜産及畜產物耕地並ニ農業保險及家畜保險ニ關スル事務食品局ニ於テハ飲食料品ニ關スル事務ト夫々掌ルモノトシ(第三條第四條及第五條)同省職員ノ内事務官小作官技師屬小作官補及技手ノ專任定員ニ於テ若干ノ減員ヲ爲

表四

又(第十一條第十三條第十五條第十七條及第十八條)ニ在リ

第二 食糧管理局官制

本件ハ從前農林省內一局ヲリシ米穀局ニ代ヘテ新ニ同省外局トシテ設置スル食糧管理局ノ組織權限ヲ定ムルモノニシテ即チ食糧管理局ハ農林大臣ノ管理ニ屬シ米麥等主要食糧農產物ノ買入及賣渡等需給統制ニ關スル事務ヲ掌ルモノトシ(第二條)同局ニ勅任ノ長官ノ外奏任ノ書記官事務官(內ニハトクモ)理事官及技師並ニ判任ノ屬及技手各專任若

M-0006

0378

千人ヲ置キ(條三)局務ヲ輔ケシムル爲同局ニ
顧問七人以内ヲ置キ農林大臣ノ奏請ニ依リ
學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命
ズルモノトシ及其ノ待遇ヲ定メ(條三)局務ヲ
分掌セシムル爲設置スル食糧事務所及其ノ
出張所ニ關スル規定ヲ設ケ(條四)其ノ他長官
以下常務職員ノ職掌ヲ定ム(至第九條)

第三 農林省資材部臨時設置制
本件ハ農林省内ニ資材部ト稱スル一臨時部
局ヲ設置スルコトヲ定ムルモノニシテ即チ

肥料(化學肥料)ニ付テハ其ノ生産數量配給及
消費飼料及油脂ニ關スル事務並ニ農林畜水
産業ノ經營ニ必要ナル物資ノ配給及消費ニ
關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時ニ農林省ニ
資材部ヲ設ケ(條二)同部所屬ノ職員トシテ勅
任ノ部長ノ外書記官事務官技師屬及技手若
專任若千人ヲ置キ(條三)部長ハ農林大臣ノ命
ヲ承ケ部務ヲ掌理スルモノトス(條三)

第四 昭和七年勅令第二百五十九號臨時農材
省ニ經濟更生部ヲ設置スルノ件及昭和

一、農林省、農林肥料ノ生産數量、配給及消費ニ
關スル事務、化學肥料以外ノ農林畜水産
物ノ配給及消費ニ關スル事務、監理
中ヨリ農林畜水産物、飲食料品及
水産業専用物品ノ配給ニ關スル事務
（疎紅嶽）同省職員ニ於テ商業組
織ノ事務ノ増加ノ爲理事官一人ヲ増
員スル、外農林省ノ移管ノ爲事務官、技師屬
員若干ノ減員ヲ爲ス（詳見
附録）

一、農林省、農林肥料ノ生産數量、配給及消費ニ
關スル事務、化學肥料以外ノ農林畜水産
物ノ配給及消費ニ關スル事務、監理
中ヨリ農林畜水産物、飲食料品及
水産業専用物品ノ配給ニ關スル事務
（疎紅嶽）同省職員ニ於テ商業組
織ノ事務ノ増加ノ爲理事官一人ヲ増
員スル、外農林省ノ移管ノ爲事務官、技師屬
員若干ノ減員ヲ爲ス（詳見
附録）



右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十六年一月十一日

審査委員長

樞密顧問官 石塚 英藏

審査委員

樞密顧問官 南 弘

樞密顧問官 菅原 通敬

樞密顧問官 朝 惠之輔

樞密顧問官 深井 英五

樞密顧問官 二上 兵治

樞密顧問官 三上 忠造

樞密院議長 原 嘉道 殿

M-0006

0382